

## 奈良県告示第五百六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成三十年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

### 一 施行者の名称

平群町

### 二 都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画下水道事業平群町流域関連公共下水道

### 三 事業施行期間

変更後の事業施行期間 平成四年一月二十七日から平成三十七年三月三十一日まで

### 四 事業地

変更後の事業地

#### (一) 収用の部分

なし

#### (二) 使用の部分

平成四年二月奈良県告示第五百六十七号、平成十年三月奈良県告示第六百十号、平成十四年三月奈良県告示第五百八十五号、平成十七年三月奈良県告示第六百二十三号、平成二十三年三月奈良県告示第四百二十五号及び平成二十六年三月奈良県告示第四百十三号の事業地に平群町大字西向、大字下垣内、初香台一丁目、初香台三丁目、初香台四丁目、初香台五丁目及び大字西宮を加え、平群町大字槻原、上庄一丁目、上庄二丁目、上庄五丁目、大字梨本、大字福貴、吉新二丁目、吉新三丁目、吉新四丁目、大字三里、初香台二丁目、大字若井、大字平等寺、大字樺井、西宮一丁目、西宮二丁目及び竜田川二丁目地内において事業地を変更する。